

試合規則

【審判基準】

審判員および審議委員は同等の権限をもって協議の審査に当たるが、競技に関する最終決定はすべて審判長の裁可による。組手時間の規定時間は1試合につき3分(予選は2分)、延長戦は2分とする。ただし、必要と認められた場合は審判長の裁量により、あらためて時間を設定することありうる。

大会進行は極力予定スケジュールに沿わせるが、やむをえない事態が起きた場合は、審判長・副審判長が協議の上、審判長が変更を指示することができる。審判長は大会進行に関し、大会審議委員会の意見を求めることができる。

【組手と勝敗】

1、組手時間の規定時間は各大会の要項に準ずる。
2、組手の勝者は、①一本勝ち、②技有り2本による合わせ一本勝ち、③判定勝ち、④相手選手の失格、棄権による勝ち、により決定される。

【一本勝ち】

3、反則箇所を除く部分へ、突き・蹴り・肘打ち等を瞬間的に決め、相手選手を3秒以上ダウンさせるか戦意を喪失させたときは一本勝ちとする。

【技有り】

4、反則箇所を除く部分へ、突き・蹴り・肘打ち等を決め、相手選手が一時的にダウンもしくは戦意を喪失し、3秒以内に立ち上がったとき、または、倒れはしないがバランスを崩したときは技有りとする。

5、足掛け技を含めて、ダウンさせた相手もしくはダウンした相手が、無防備の状態のときに、下段突きを決めたときは、タイミングその他によって技有りとする。また、

6、少年部組手試合における中段前蹴りで転倒した場合の判定基準について蹴られた選手の足が宙に浮き、完璧に背中から落ちた場合は技ありとする。ただし、上級カテゴリーにおいては蹴った選手の残心が必要となる。

7、技有りは、2つで一本勝ちとする。
※相手選手に減点1がある状態で、技ありを奪った場合でも、一本勝ちにはならない。同様に技ありがある状態で、相手選手が減点1を受けた場合

でも失格にはならない。反則はあくまで判定時の判断基準となる。

【判定】

8、一本勝ちで決まらないときは判定で決定する。

9、判定は主審1名、副審4名のうち、3名以上の支持を有効とする。

10、判定基準は両選手の試合の流れを把握し、次の基準を元に判定を下す。

①ダメージ ②有効打 ③手数

11、減点1を与えられた選手が「技有り」を取った場合、判定に於いて「減点1」と「技有り」は相殺され、それ以外の内容で判定される。

減点1=技有り

12、相手選手の失格、棄権による勝ち

【延長戦】

13、判定で主審1名、副審4名のうち3名以上の支持がない場合は、引き分けとし、延長戦を行う。一般男女上級のみ、延長戦でも判定がつかない場合は再延長戦を行う。

14、原則として、審判長、副審判長の判断で変更することもある。

【反則】

15、次の場合は、反則とする。

①手、肘による顔面および首への攻撃。手先が触れても反則となる場合がある。ただし、手で顔面を牽制することはかまわない。

②金的への攻撃。

③頭突きによる攻撃。

④倒れた相手への直接攻撃。

⑤背骨(脊髄・脊柱)への直接攻撃。

⑥相手選手の首から上体へ手掛けした場合。

⑦相手選手の道着、手足を掴んだ場合。

⑧相手選手を掌底で押した場合。

⑨技の掛け逃げを再三繰り返した場合。

⑩何度も場外へ逃げた場合。

⑪審判がとくに反則とみなした場合。

⑫中足・足刀・カカトによる正面から膝関節への攻撃。

16、反則には、悪質な場合を除き1度目で「注意1」、2度目が「注意2」、3度目が「減点1」となり、4度目が「減点2」で失格となる。

【減点】

17、次の場合は1度目でも注意2、もしくは減点1となる場合がある。

①悪質な反則を行った場合

②審判の判断により、悪質な試合態度とみなされた場合。

【失格】

18、次の場合は失格とする。

①減点2になった場合。減点2=失格

②試合中、審判員の指示に従わない場合。

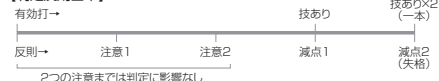
③粗暴な振る舞い、とくに悪質な反則、とくに悪質な試合態度とみなされた場合。

④見合ったままの状態でも1分以上経過した場合。この場合は戦意喪失として、両選手とも失格とする。

⑤出場時刻に遅れたり、出場しない場合。

⑥主催者が定めた服装、防具の規定に反している場合。

【判定反則基準】



【試合放棄】

19、正当な理由なくして試合を放棄したときは、15万円以下の弁償金を支払わなければならない。ただし、下記の場合は例外とする。

①大会医師の診察を受け、試合続行不可能となった場合。

②大会直前または大会中に、本人に関係する不慮の事故(家族の不幸など)が発生し、審判長・審議委員長・大会弁護士が協議の上、退場を許可した場合。

【その他、各大会での基準】

20、中村道場が主催する各大会においては、国際空手道連盟 中村道場・試合規則を基準とした上で、それぞれの大会で定められた要項に準ずる。また頭部の防具着用を認められたクラスについてはライトコンタクト制とし、頭部に正確に技がヒットした場合は技ありとする。

審判動作基準

組手の部

【試合開始】

1、両選手を進行係が呼ぶ。(このとき対戦者はお互いに反対の位置より試合場に登る)

2、中央の線を境に一定の間合い3mをとり中央に主審が立つ。

3、主審が「はじめ」の合図で試合を開始する。

4、試合続行中、服装が乱れたとき、主審は試合を止めさせはじめの位置に戻し、お互いに背を向けて座らせ、服装を直させる。

【試合中】

1、試合中、一本勝ち、技有り、反則、場外などの場合、副審は笛の合図とともにそれぞれ旗によって示す。主審は「やめ」の指示で両選手を分け、元の位置に戻す。

2、旗の振り方は、以下の通りとする。
一本勝ち/勝った選手の方の旗を真上に上げる。

技有り/技有りを取った選手の方の旗を真横に上げる。

反則/反則をした選手の方の旗を振る。

場外/その側の旗を床につける。

引き分け/中立/2本の旗を前で交差させる。

認めず/2本の旗を交差させて振る。

見えず/2本の旗を目の前で交差させる。

3、一本勝ち、技有り、反則の場合、主審は副審の判断を求め3名以上の判断を有効として、それぞれ宣告する。

4、反則については主審のみの判断で宣告することもできる。

【一本勝ち】

1、相手が3秒以上ダウンまたは戦意喪失の場合をいい、主審の判断によって両選手の間に入って分け、試合を止め元の位置に戻す。

2、副審の動作を見て、2名以上の同意によって決める。

【判定勝ち(優勢勝ち)】

1、一本勝ち、失格がない場合、試合終了の合図によって、主審は「やめ」と指示し両選手を分け、元の位置に戻す。

2、主審は両選手を正面に向かせ、「判定」と指示して副審の判断を求める。副審は各自の判断によって勝ち選手の方の旗を斜めに上げ、引分けと判断した場合は2本の旗を前で交差させる。主審の判断を含め3名以上の支持を有効とし、3名以上の支持がない場合は引分けとする。

【反則】

1、反則があった場合は、主審が両選手の間に入って試合を止めさせる。

2、距離的に副審が近い場合は、副審が止めさせ主審の判決を仰ぐ。主審は、副審2名以上の同意があればこれを認める。

3、反則の認定には原則として主審、副審3名以上の判断が必要だが、主審のみの判断で認定することもできる。

4、反則には、悪質な場合を除き1度目で「注意1」2度目が「注意2」、3度目が「減点1」となり、4度目が「減点2」で失格となる。

5、悪質な反則、悪質な試合態度、何度も場外へ逃げた場合は減点となる。

【失格】

1、減点2になった場合は失格とする。

2、試合中、審判員の指示に従わない場合、粗暴な振る舞い、特に悪質な反則、特に悪質な試合態度とみなされた場合は、失格となる。

3、両選手とも見合ったままの状態でも1分以上経過した場合は、戦意なしとして両選手とも失格になることもある。

4、出場時刻に遅れたり、出場しない場合は失格となる。

【試合終了】

1、一本勝ち、失格の場合、主審はただちに組手を中止させ、両選手を正面に向かせ勝ちを宣告し、両選手に正面に礼、主審に礼、互いに礼を指示し、退場させる。

2、一本勝ち、失格がない場合は、試合終了の合図とともにただちに組手を中止させ、両選手を正面に向かせ副審の判断を求め、勝者を決定した上同様にする。